

様式 1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人おぎの内科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岡山県倉敷市藤戸町天城742番地4
- (3) 設立認可年月日 平成 年 月 日
- (4) 設立登記年月日 平成11年 3月 26日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	荻野泰洋	おぎの内科医院管理者
理事	荻野和洋	
同	才野恭子	
監事	岡部淳子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院			
診療所	おぎの内科医院 【倉敷市 (町、村) から指定管理者 として指定を受けて管理】	岡山県倉敷市藤戸町天城742番地4	
介護老人保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和3年10月29日 令和2年度決算の決定、役員改選
 令和4年3月24日 定款変更（附帯事業の廃止）

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

財産目録

令和4年8月31日

資産の部	
現金預金	18,083,504
医業未収金	16,107,430
薬品材料	3,258,761
前払費用	161,748
仮払金	21,304,838
建物付属設備	55,991
車輛運搬具	3
器具備品	428,148
保証金	50,000
預託金	32,620
合計	59,483,043
負債の部	
未払金	7,660,621
預り金	424,104
合計	8,084,725
差引正味財産	51,398,318

医療法人 おぎの内科医院

理事長 荻野 泰洋

貸借対照表

令和 4 年 8 月 31 日現在

単位 円

資 産 の 部		
【流動資産】		
現金及び預金	18,083,504	
医業未収金	16,107,430	
薬品材料	3,258,761	
前払費用	161,748	
仮払金	21,304,838	
流動資産合計		58,916,281 ✓
【固定資産】		
(有形固定資産)		
建物附属設備	55,991	
車輛運搬具	3	
器具備品	428,148	
有形固定資産合計	484,142	
(その他の資産)		
保証金	50,000	
預託金	32,620	
その他の資産合計	82,620	
固定資産合計		566,762 ✓
資産の部合計		59,483,043 ✓
負 債 の 部		
【流動負債】		
未払金	7,660,621	
預り金	424,104	
流動負債合計		8,084,725
負債の部合計		8,084,725 ✓
資 本 の 部		
【純資産額】		9,000,000
【利益剰余金】		
当期末処分利益	42,398,318	
(うち当期純損失)	(7,839,729)	
利益剰余金合計		42,398,318
純資産の部合計		51,398,318
負債及び純資産の部合計		59,483,043
〔貸借対照表関係〕		
減価償却累計額	24,263,481 円	

損 益 計 算 書

自 令和 3 年 9 月 1 日
至 令和 4 年 8 月 31 日

単位 円

	経 常 損 益 の 部 営 業 損 益 の 部	の 部 の 部
【医 業 収 益】		
社 保 収 入	25,646,197	
国 保 収 入	29,743,856	
後期高齢者医療収入	64,953,674	
自由診療収入	10,427,802	
施設利用収益	28,679,901	
その他収入	2,904,042	
(医業収益合計)	162,355,472	162,355,472
【医 業 費 用】		151,344,399*
【材 料 費】		
期首棚卸高	3,010,280	
薬品仕入高	54,335,569	
診療材料仕入高	6,152,346	
給食材料仕入高	1,087,646	
期末棚卸高	3,258,761	
	61,327,080	61,327,080
【給 与 費】		
医 師 給	9,600,000	
給 料	40,841,918	
	50,441,918	
常勤職員給与	50,441,918	
役員報酬	7,080,000	
法定福利費	6,851,575	
	64,373,493	64,373,493
【委 託 費】		
委 託 費	1,396,334	
	1,396,334	1,396,334
【減 価 却 費】		
減 価 却 費	370,366	
	370,366	370,366
【経 費】		
福 利 厚 生 費	914,448	
旅 費 交 通 費	440,800	
通 信 費	962,831	
消 耗 品 費	1,716,101	
事 務 用 品 費	832,795	
広 告 宣 伝 費	69,600	
車 輛 費	1,363,053	
リ 一 ス 料	2,494,895	
水 道 光 熱 費	2,286,031	
修 繕 費	1,469,886	
賃 借 料	4,020,000	
保 険 料	359,032	
交 際 接 待 費	793,638	
諸 会 費	457,000	

租 税 公 課	180,020	
手 数 料	2,398,140	
事 務 費	1,517,630	
衛 生 管 理 費	1,286,977	
図 書 費	243,314	
雑 費	70,935	
	<hr/>	23,877,126
医 業 利 益		11,011,073
	営 業 外 損 益 の 部	
【医 業 外 収 益】		
受 取 利 息	33	
雑 収 入	482,536	482,569
	<hr/>	
【医 業 外 費 用】		
支 払 利 息 ・ 割 引 料	150,744	150,744
	<hr/>	
経 常 利 益		11,342,898
	特 別 損 益 の 部	
【特 別 損 失】		
固 定 資 産 売 却 損	18,399,692	
期 限 前 返 済 違 約 金	711,935	19,111,627
	<hr/>	
税 引 前 当 期 純 損 失		7,768,729
法 人 税 等		71,000
当 期 純 損 失		7,839,729
前 期 繰 越 利 益		50,238,047
当 期 未 処 分 利 益		42,398,318
		<hr/> <hr/>

利益処分計算書

単位 円

【当期末処分利益】

42,398,318

【次期繰越利益】

42,398,318

上記の通りご報告申し上げます。

令和 4 年 8 月 31 日

医療法人 おぎの内科医院

代表理事

荻野 泰洋

様式5

監事監査報告書

医療法人おぎの内科医院
理事長 荻野泰洋 殿

私（注1）は、医療法人おぎの内科医院の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月26日
医療法人おぎの内科医院
監事 岡部 淳子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。